

地方分権改革有識者会議  
雇用対策部会報告書  
(無料職業紹介関係等)

平成25年8月29日



## 目次

はじめに	1
1 これまでの経緯と現状	
(1) これまでの経緯	2
(2) 現状	3
2 地方関係者の意見	4
3 関係府省の意見	5
4 雇用対策部会の状況	
(1) 検討対象	6
(2) 関係者のヒアリングの概要等	6
(3) 出席者の意見交換	10
(4) 部会構成員の意見交換	11
5 見直しの方向性等	12
<資料>	
雇用対策部会名簿	15
雇用対策部会開催実績	16
<参考資料>	
1 地方分権改革推進委員会 第2次勧告（平成20年12月8日）（抜粋）	19
2 出先機関改革に係る工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）（抜粋）	21
3 アクション・プラン（平成22年12月28日閣議決定）（抜粋）	25

4	佐賀県知事提出資料（第1回地方分権改革有識者会議（平成25年4月12日））	26
5	事務・権限移譲等検討シート（個票）（第2回地方分権改革推進本部（平成25年5月28日））資料（抜粋）	27
6	第1回雇用対策部会（平成25年6月21日）資料	
	（1）厚生労働省提出資料	32
	（2）新潟市長提出資料	59
	（3）日本労働組合総連合会提出資料	64
	（4）埼玉県知事提出資料	66
	（5）岩村構成員提出資料	70
7	日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）	73
8	第2回雇用対策部会（平成25年7月1日）資料	
	公共職業安定所（ハローワーク）に係る国と地方公共団体の「一体的実施」の取組に関するアンケートの結果概要（報告）	74

## はじめに

今次安倍内閣においても、地方分権改革を積極的に推進することとし、平成25年3月8日、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする地方分権改革推進本部が閣議決定により設置され、さらに4月5日には地方分権改革推進本部の副本部長である内閣府特命担当大臣（地方分権改革）の下で地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）が開催されることが決定された。

有識者会議は、これまで、4月12日、4月26日、5月15日の3回にわたって議論を行い、今次安倍内閣における地方分権改革の基本的な方針となる「個性を活かし自立した地方をつくるために」を取りまとめるとともに、地方分権改革の推進に関する施策のうち特定の事項についての客観的な評価及び検討に資するため、有識者会議の下で専門部会を開催できることとした。

5月15日の第3回有識者会議では、第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会以降の議論の成果（積み重ね）や、各府省の検討結果、地方の意見等を踏まえ、まずは、無料職業紹介に関する事務・権限の見直し、及び自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しを行うため、雇用対策部会及び地域交通部会を開催することが了承された。

この報告書は、今後の無料職業紹介に関する事務・権限の適切な見直しに資するため、6月21日及び7月1日に開催された雇用対策部会の議論等を整理したものである。

## 1 これまでの経緯と現状

### (1) これまでの経緯

地方公共団体が行う無料職業紹介は、平成 16 年 3 月 1 日に施行された改正職業安定法により、許可制から届出制となった。その後、無料職業紹介を行う自治体は増加傾向にあり、平成 23 年度末現在で 164 地方公共団体（384 事業所）で実施されている。

平成 20 年 12 月 8 日に行われた地方分権改革推進委員会第 2 次勧告（参考資料 1）を踏まえて、平成 21 年 3 月 24 日に政府の地方分権改革推進本部で決定された「出先機関改革に係る工程表」（以下「工程表」という。参考資料 2）では、職業安定法に基づき公共職業安定所（ハローワーク）が行う無料職業紹介に関しては、次のような見直し内容となっているが、現在まで実施に移されていない。

- ① 地方が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。
- ② また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。

平成 22 年 12 月 28 日に閣議決定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（参考資料 3）では、公共職業安定所（ハローワーク）について、希望する地方公共団体において、無料職業紹介、相談業務等を地方公共団体主導の下、一体的に実施（特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方公共団体が具体的に協議して設計）。当該一体的な実施を 3 年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方公共団体への権限移譲について検討（その際、ILO88 号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意）とされている。

平成 23 年 12 月 26 日には政府の地域主権戦略会議で、ハローワークについて、知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組（一体的な実施）を全国的に進める、同時に、特区制度を活用して、試行的に東西 1 か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行うとされた。

## (2) 現状

### ① 一体的取組の状況

平成 24 年度末で 80 地方公共団体（29 道府県、51 市区町）、106 拠点で実施している。厚生労働省によれば、平成 24 年度には一体的取組を通じて全国で 44,128 人が就職した。

### ② ハローワーク特区の状況

平成 24 年 10 月から埼玉県及び佐賀県において実施している。厚生労働省によれば、平成 24 年度下半期には両県とも利用者数などの主な目標を達成した。

## 2 地方関係者の意見

平成 25 年 4 月 12 日に開催された第 1 回有識者会議での古川佐賀県知事の提出資料のうち無料職業紹介に係るもの（参考資料 4）の概要は以下のとおりである。

- 早急に地方分権改革推進委員会勧告に沿って、地方公共団体が行う無料職業紹介事業で国のシステム・端末を利用可能にすること。
- 地方移管に向けた取り組みを前進させること。
- 中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施すること。



### 3 関係府省の意見

無料職業紹介に関する事務・権限の工程表による見直し内容に対する現段階での対応方針について、平成 25 年 4 月 16 日に厚生労働省に照会を行った。その回答（参考資料 5）の概要は、次に掲げる取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進するという内容であった。

- 一体的取組及びハローワーク特区を実施すること。
- 生活困窮者自立支援法案で、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方公共団体に対するオンライン提供の義務付けを規定すること。
- 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方公共団体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、多様なサービスの提供を可能とすること。

## 4 雇用対策部会の状況

### (1) 検討対象

以上を踏まえて、雇用対策部会では、「無料職業紹介に関する事務・権限の見直し」を対象に議論を行った。

厚生労働省は、ハローワークの求人情報を希望する地方公共団体に提供する方向で検討しており、個性を活かし自立した地方をつくる観点から、円滑に、かつ実効性ある形で求人情報の提供を実施するための方策、留意点等を中心に議論を行った。

具体的な論点は、

- ① 地方公共団体が行う地域づくりに向けた無料職業紹介事業でハローワークの求人情報をどう活用するのか、
- ② 地方公共団体が使いやすいように、かつ、円滑に情報提供するためにはどのような方策が必要であるか、  
などである。

### (2) 関係者のヒアリングの概要等

第1回雇用対策部会では関係者からのヒアリングを実施した。その概要は以下のとおり。

#### ① 岡崎淳一 厚生労働省職業安定局長

提出資料（参考資料6（1））に基づき、雇用対策における国と地方の連携及びハローワークの求人情報の地方公共団体へのオンライン提供について説明があった。その概要は次のとおり。

ア 労働市場全体としてのマッチング機能を強化するため国・地方の連携をさらに強化するとともに、全国ネットワークの求人情報を地方公共団体に提供することにより、地方公共団体が行う独自の雇用対策を更に充実するための環境を整備していくことが必要であること。

イ 一体的取組は、利用者から高い評価を得ており、実施自治体からも継続を要望されており、厚生労働省として、成果を上げている取組は継続を検討すること。また、ハローワーク特区は、開始から半年程度

であるが、成果が出ていること。

ウ 無料職業紹介を行う地方公共団体に対するハローワークの求人情報のオンライン提供については、平成 26 年度中のできるだけ早期の開始に向け調整中であり、その提供方法は、地方公共団体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を設置する方法に加え、さらに地方公共団体の費用負担を減らし、独自に編集等が可能となるように、地方公共団体が加工可能な形式でデータをダウンロードできるようにする方法も検討していること。

これに関して、須藤構成員から、できる限りコストを安くする観点から、求人情報端末方式については仮想専用回線網の利用が望ましく、また、専用端末ではない端末の導入も考慮すべきなどの指摘があり、岡崎局長から地方の意見も聞きながら進めたいとの回答があった。鎌田構成員からはシステム更新時期に合わせて実施することによる費用負担軽減の可能性について質問があり、岡崎局長からはハローワークで端末を設置する場合と費用面の相違は見込まれない旨の回答があった。

## ② 篠田昭 新潟市長

提出資料（参考資料 6（2））に基づき新潟市における就労支援と生活支援の一体的実施の拡大について説明があった。その概要は次のとおり。

ア 平成 25 年 1 月に開設した一体的取組施設「ワークポート新潟」では国の職業紹介相談、県の職業訓練紹介、市の福祉サービス及び生活保護など生活支援を一体的に行っており、高い評価を得ていること。

イ ハローワーク部分に正規職員の配置がないことから雇用保険の受給手続きや職業訓練申込み手続きができず、完全には一体性が確保されていない点が懸念事項であること。

ウ ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供が行われれば、相談から就職までほぼ全ての就労支援がワンストップ化されることになり、例えば①障がい者就業支援センター事業ではワンストップで職業紹介と生活相談支援が実施できるようになり利便性の向上、業務効率化、伴走型支援推進、情報一元化といった効果が見込まれたり、②ひとり親家庭の母等への就労支援では相談から就職までほぼ全ての就労支援がワンストップ化して、就職活動の時間がないひとり親家庭の母等が市での様々な相談や手続きに合わせて職業紹介や求職申し込みをすることが可能になり、ひとり親家庭の母等の就職率の向上が期待できること。

これに関して、谷口構成員から利用者数は実数か延べ数か、また実施前後でどのような効果が生じているかとの質問があり、篠田市長からは利用者数は延べ数であること、また、市民からは東区以外の区への設置要望も寄せられている旨の回答があった。

③ 新谷信幸 日本労働組合総連合会総合労働局長

提出資料（参考資料6（3））に基づき無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等への考え方について説明があった。その概要は次のとおり。

ア 就業者の大部分が雇用者であり、雇用者が失業したときの社会的なセーフティネットを担っているのが、全国に張り巡らされたハローワークであること。利用者の利便性向上の観点から、国と地方公共団体の協同連携による就労支援・生活支援を含めた一体的運営と、地域の労使参画による活動展開が推進されるべきであること。

イ 国の無料職業紹介事業の在り方については、労働政策審議会の審議・意見を最大限に尊重すべきであること。

ウ 一体的実施及びハローワーク特区については、生活困窮者等の福祉サービスを担う基礎自治体において就労までの一貫した支援が実現しているところであり、今後、基礎自治体以外において雇用対策と就労支援のシナジー効果が発揮されるような取り組みや、運営協議会への労使代表の参画が必要であること。

④ 高橋弘行 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長

無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等への考え方について説明があった。その概要は次のとおり。

ア ハローワークは職業紹介、雇用保険、雇用対策の3業務を一体的に実施する組織であり、事業主の観点からも、労働者にとっての最大のリスクである失業を雇用保険制度で支えるという機能は極めて重要なものであること。

イ 雇用保険は財政責任者である国が職業紹介を行って失業認定を行うことが重要であり、仮に切り離されることがあれば財政規律が維持できなくなる恐れがあること。

ウ 全国ネットワークによる求人求職のマッチングの維持や、専門知識を持ったハローワーク職員による適切な助言・指導も、事業主にとって重要な意味があること。

エ 労働政策審議会の意見書を尊重するとともに、意見書でも提言した

国と地方が一体となった雇用対策を一層強化する必要があること。

⑤ 上田清司 埼玉県知事

提出資料（参考資料6（4））に基づき、地方公共団体の無料職業紹介権限の強化について説明があった。その概要は、次のとおり。

ア 全国知事会で従来からハローワークの地方移管を求めてきたが、そのメリットは求職者が真に必要な支援をワンストップで受けられること、地方公共団体が一貫した政策を展開できること、弾力的な人員配置で利用者サービスを向上できることなどであること。

イ 埼玉県ではハローワーク特区を活用してワンストップの支援を実施しており、利用者の満足度も極めて高いこと。

ウ 地方自治体の無料職業紹介権限の強化のため、次の2点が必要であること。

- ・都道府県職員がハローワーク求人情報に基づき直接紹介状を発行できる環境を整備すること
- ・都道府県職員にも、国職員と同様にハローワーク職員用端末の使用を認めること

エ 地方自治体の職業紹介権限の強化により、例えば①女性の復職支援で県において、相談・訓練の進捗状況を見据えて適切な時機に直ちに職業紹介を実施したり、②県が進める産業振興策と連携して、計画的な人材育成や将来を見越した職業紹介を実施したり、③定住促進に当たり、生活情報等の提供と併せて就職も含めた確実な移住支援を実施できるなどの展開が期待できること。

これに関して、谷口構成員から国と地方の役割分担の望ましいあり方について見解を問われ、上田知事からは国と地方がそれぞれ行っている事業をワンストップで実施することが重要であり、仕事を求めている人たちにとって何が一番大事かという観点で考えれば、その結果自ずから地方が実施可能との話が出てくるであろうし、逆に様々な課題があつて難しいということであれば、協力関係による一体的取組を継続していくこともあるだろうとの回答があつた。須藤構成員からハローワークの職員が有する業務データを地方が活用する意義に係る見解を問われたが、上田知事からは全国ネットのハローワークの求人情報を実際に活用できるのは現場に近い地方自治体であり、各地方自治体にその活用の仕方を競争させるべきとの回答があつた。

- ⑥ 第1回部会を欠席した岩村構成員からは意見書（参考資料6（5））の提出があり、事務局から席上で内容を紹介した。その概要は次のとおり。
- ア ハローワークの全国的なネットワーク体制は憲法が定める国民の勤労権の保障の具現化であり、今後とも堅持される必要があること。
  - イ 地方公共団体が自らの政策的判断に基づき無料職業紹介事業を行うことは現行法上も何ら支障がなく、国と地方公共団体との間でいかにして効果的な雇用施策を構築していくかを検討することが適切であること。
  - ウ ハローワークの求人情報の提供を受けて独自の施策に生かしていくことは適切であるが、その際どのような形で活用していくかというヴィジョンを地方公共団体側が明確に持つことが重要であること。
  - エ 一体的取組、ハローワーク特区等様々な形態で、無料職業紹介事業と地方公共団体独自の施策との連携を進め、相乗的な政策効果を上げていくことが望まれること。

### (3) 出席者の意見交換

ヒアリング終了後の出席者（部会構成員及び関係者）の意見交換では次のような議論があった。

#### ア 地方公共団体職員の専門性の向上について

新谷総合労働局長から、ハローワークの求人情報を活用するためには地方公共団体職員の能力向上が重要であるとの指摘があり、上田知事からは、これまで当該分野の実務を担当してこなかったため民間委託方式を取っているが、今後県の専門知識を高めることは必要であるので、厚生労働省の支援も得て実務研修を行っていききたいとの発言があった。職員構成に関連して、篠田市長からは、ワークポート新潟は国の正規職員の配置がないことから一部の事務を行うことができず、完全にはワンストップサービスになっていないとの指摘があった。

#### イ ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供について

岡崎局長から、ハローワークの求人情報に基づき地方公共団体が職業紹介を行う場合、求人企業に対して了解を得る手順は必要であるが、新たに求人票を提出させる等の手続までは不要であること、また、雇い入れ助成金はハローワーク紹介に限らず地方公共団体紹介でも同様の扱いとする方向で検討していることについて説明があった。

#### ウ ハローワークの業務データについて

岡崎局長から、ハローワークの業務データを労働市場情報として活用

することは十分にできてこなかったが、個別に地方公共団体から照会があればできる限り対応したいとの説明があった。須藤構成員からは、政令指定都市などには匿名化したデータを提供すべきであるとの指摘があり、小早川部会長からも具体的な検討を期待する旨の発言があった。岡崎局長からは、今後の技術の発達により匿名性を確保できる使用方法が開発されれば、活用は当然であるとの回答があった。

#### (4) 部会構成員の意見交換

出席者の意見交換後の部会構成員の意見交換では、次のような議論があった。

- ア 鎌田構成員から、一体的取組についてどのような改善があるか現場の意見を聞くことは、ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供にも有意義であるとの意見があった。
- イ 須藤構成員から、地方側にもビジョンが必要であるという岩村構成員の意見に賛成であること、求職者の技能の向上を図るための職業能力開発の実施に当たっては県と基礎自治体の連携が重要であるとの指摘があった。鎌田構成員がこれに賛同した。
- ウ 谷口構成員から、国と地方の連携に当たっては、国が地域と一緒に業務を行う方式がよいのか、それとも結果だけを保証していく形がよいのかも検討する必要があるとの指摘があった。

## 5 見直しの方向性等

以上の議論を受けた見直しの方向性等は以下のとおりである。

- (1) ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を、個性を活かし自立した地方をつくるという地方分権の観点から、積極的に進めるべきである。これは、求人と求職のマッチング機能の強化を掲げる政府方針（日本再興戦略（参考資料7））にも沿うものである。
- (2) こうした取組により得られる求人情報をどのような形で活用し、どのような成果を挙げることを目指すのかについて、地方公共団体がビジョンを明確にして取り組むことを期待する。
- (3) 実務的な課題であるが、情報提供のためのシステムの在り方を検討するに当たっては、情報セキュリティを念頭に置きつつ、地方公共団体が地域の特性を生かした無料職業紹介事業を効率的かつ効果的に実施することができるよう、導入費用が過大なものとならないよう配慮することが必要である。
- (4) 今回の取組を円滑かつ効果的に実施するため、次の事項に積極的に取り組むべきである。
  - ① 一体的取組等の既存事業の課題等を確認し、ハローワークの求人情報の活用にも生かすこと。
  - ② 地方公共団体に提供したハローワークの求人情報が地方公共団体によって適切に活用されるためには、地方公共団体の職員の専門性向上が重要であり、地方公共団体において積極的に取り組むこと。また、国（厚生労働省）は必要な支援を行うこと。
  - ③ 地方公共団体が発行する紹介状が、ハローワークが発行する紹介状と同等の位置づけとなるよう、国（厚生労働省）が事業者に支給する雇い入れ助成金については、地方公共団体からの紹介による雇い入れの場合にも支給すること。
- (5) 上記(1)～(4)を着実に推進し、ハローワークの求人情報ができるだけ広く活用されて最大限の成果を挙げられるよう、早急に国（厚生労働省）と地方公共団体との間で協議を行うことが望まれる。また、今後実務的な検討を進めるに当たって、国と地方公共団体の連携が密に保たれるよう相互に十分配慮するべきである。



# <資料>



## 雇用対策部会 名簿

いわむら まさひこ

岩村 正彦 東京大学大学院教授

かまた つかさ

鎌田 司 元共同通信社編集委員兼論説委員

こばやかかわ みつお

◎小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授

すどう おさむ

須藤 修 東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長

たにくち なおこ

谷口 尚子 東京工業大学准教授

(◎は部会長)

## 雇用対策部会 開催実績

### 第1回雇用対策部会（平成25年6月21日（金））

○無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等について

1. 地方分権改革推進室の説明
2. 関係者からのヒアリング
  - ・厚生労働省 職業安定局長
  - ・新潟市長
  - ・日本労働組合総連合会 総合労働局長
  - ・一般社団法人日本経済団体連合会 労働政策本部長
  - ・埼玉県知事
3. 出席者（部会構成員及び関係者）の意見交換
4. 部会構成員の意見交換

### 第2回雇用対策部会（平成25年7月1日（月））

○無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等について

1. 報告書（素案）の説明
2. 部会構成員の意見交換